

10月14日(日)は

南部町長選挙

南部町議会議員一般選挙の

投票日です

任期満了に伴う、南部町長選挙及び南部町議会議員一般選挙が10月9日に告示され、10月14日に投票が行われます。

今後4年間の町政を担う代表者を選ぶ重要な選挙です。皆さんの貴重な一票を町政に反映させるため、棄権しないで必ず投票しましょう。

◆今回の選挙に投票できる人

今回の選挙に投票できる人は、次の項目すべてに該当する人です。

◎平成4年10月15日以前に生まれた人

◎平成24年7月8日以前から町内に住民登録をして住んでいる人。

(投票日の前日までに町外に転出した人は、選挙期日に投票することができません)

◆投票日に投票に行けない人は期日前投票をしましょう

選挙人が投票しやすい環境を整えるため、選挙期日前でも選挙期日の投票と同じように直接投票箱に投票できる制度です。

手続きは期日前投票所で「期日前投票宣誓書」を記入するだけで、選挙期日の投票手続きとかわりありません。入場券を持参の上、プラザ西伯までお越し下さい。(届いていない場合は不要)

◆不在者投票制度について

投票日に一定の理由で投票所に行くことができない人や身体に障害などがある人のために、投票日の前でも投票できる制度です。

◎指定病院などに入院中の入

不在者投票施設に指定されている病院・施設などに、入院・入所中の人は、その施設長に申請すれば、施設内で投票できます。

◎町外に滞在中の人

南部町以外の市町村に滞在中の人は、郵便で南部町選挙管理委員会に、投票用紙などを請求してください。

請求の理由が正当と認められた場合、投票用紙などを送付しますので、滞在中の市町村選挙管理委員会に投票してください。

◎郵便等による不在者投票

身体の不自由な人で「郵便投票証明書」の交付を受けている人は、郵便等による不在者投票をすることができます。

身体障害者手帳および戦傷病者手帳で一定の障害のある方、または介護保険の被保険者証で要介護5と記載のある方で、郵便投票証明書の交付を希望される方は、事前に選挙管理委員会にお問い合わせください。

郵送による投票用紙の請求期限は、10月10日(水)までですので、ご注意ください。

◆入場券について

有権者の皆さまには、告示日の翌日以降、入場券が郵送されます。

◎入場券を紛失した、または届いていない場合でも、期日前投票所、もしくは当日ご自分の投票区域の投票所で申し出れば投票することができます。

【問い合わせ先】

南部町選挙管理委員会事務局
電話 六六三二二二(総務課内)